

東京工業高等専門学校の自死事案に係る第三者調査委員会設置要項

理事長裁定

制 定 令和 4 年 2 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要項は、東京工業高等専門学校(以下「学校」という。)において、令和 2 年 10 月 5 日に発生した学生の自死事案(以下「本自死事案」という。)に関する事実確認、背景を明らかにするための調査を行い、その要因の分析・検証を行うとともに、必要な改善に関する提言を行うことを目的に、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局(以下「機構」という。)に設置する第三者調査委員会(以下「第三者委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 第三者委員会は、本自死事案に関し、次に掲げる事項を調査・審議する。

- 一 自死に至る事実経過の検証
- 二 自死の背景・要因の解明
- 三 学校の事案前・事案後の対応の検証
- 四 学校運営及び学生指導における必要な改善方策に関する提言
- 五 その他前各号に関連して必要と認める事項

2 調査・審議する内容は、第三者委員会において決定する。ただし、本自死事案学生法定代理人親権者(以下「遺族」という。)の意見を考慮するものとする。

(組織)

第 3 条 第三者委員会は、学識経験者、医療関係者、弁護士等の学校事故対応の専門的知識及び経験を有する者であって、本自死事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者の中から、理事長が委嘱する委員 3 名程度で組織する。

2 委員選任にあたっては、遺族の意見を聴取して決定する。

3 第三者委員会において、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、関係資料の提出その他必要な協力を求めることができる。また、第三者委員会が調査に必要があると判断したときは、外部の専門家の意見を聴くこと及び聴き取り等のための調査員(第 1 項に定める委員としての適格性及び能力を有する者の中から選任するものとする。)を置くことができる。

4 学校は、調査に際して、第三者委員会から、教職員、学生及びその関係者(以下「関係者」という。)への聴き取り、資料の提供など調査への協力を求められたときは、関係者に対して調査への協力を要請するとともに、調査が円滑に進むよう学生への学習面、生活面で配慮するなど、第三者委員会の調査に対して、最大限の協力を尽くすものとする。

5 第三者委員会に、事務局を置き、記録や資料作成等のための補助員(本自死事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者の中から選任するものとする。)を配置する。

(設置期間)

第5条 第三者委員会の設置期間は、必要な調査が終了するまでとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事長が委嘱する期間とし、再任は妨げない。

(委員長)

第7条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(第三者委員会)

第8条 委員長は、第三者委員会を招集する。

2 第三者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第三者委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第9条 第三者委員会の議事は原則非公開とする。

(調査経過等の報告)

第10条 第三者委員会は、その調査経過及び報告書の作成経過について、遺族に対し適宜説明するものとする。

(調査結果の取扱い)

第11条 第三者委員会は、調査及び審議を終えたときは、調査報告書を作成し、機構に対して報告するものとする。

2 第三者委員会は、調査及び審議の結論、その結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を調査報告書にできるだけ詳細かつ明確に記載するものとする。

3 学校及び機構は、調査報告書の内容をホームページ等の手段により公開するものとする。ただし、公表にあたっては、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人の権利利益を害する恐れのあるものについては除くものとする。

4 前項の公表にあたっては、機構は事前に遺族と協議することとし、協議の結果によっては公表しないことができる。

(秘密の保持)

第12条 委員、調査員及び補助員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 13 条 第三者委員会の事務は、機構学務課において処理する。ただし、第三者委員会における調査に係る事務その他委員長の指示に基づく特定の事務は、第 3 条第 5 項に定める補助員が処理する。

2 第三者委員会が入手、作成した資料については、調査中は第三者委員会が保管し、調査終了後は、機構が独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 107 号）に基づき保存するものとし、再調査その他正当な目的以外に利用してはならない。

(雑則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、第三者委員会の運営等に関し必要な事項は、第三者委員会の審議を経て、委員長が決定する。

附 則

この要項は、令和 4 年 2 月 8 日から施行し、令和 3 年 8 月 8 日から適用する。